

仙塩広域都市計画都市再生特別地区（仙台市決定）

種類	面積	建築物 その他の工 作物の誘 導すべき 用途	建築物 の容積 率の最 高限度	建築物 の容積 率の最 低限度	建築物 の建蔽 率の最 高限度 (※1)	建築物 の建築 面積の 最低限 度	建築物 の高さ の最高 限度	壁面の位置の制限	備考
都市再生 特別地区 (一番町 三丁目南 地区)	約 0.6ha	—	105/10	60/10	7/10	1,000 ㎡	高層部 100m 低層部 30m	2m 3m 5.5m  ただし、5.5mとす る部分における高層 部の建築物のうち、 建築物の柱及び高さ が8m以上の建築物 の部分については、 適用しない。	
都市再生 特別地区 (中央一 丁目広瀬 通地区)	約 0.5ha	—	110/10	60/10	7/10	1,000 ㎡	100m	2m 6m 10m  ただし、6m及び 10mとする部分にお ける建築物のうち、 柱並びに公共用歩廊 及びこれに附属する エレベーター、エス カレーターその他の 昇降機の部分につい ては、適用しない。	
都市再生 特別地区 (中央四 丁目東二 番丁通地 区)	約 0.5ha	—	118/10	60/10	7/10	1,000 ㎡	90m	1.5m 2m 6m 8m  ただし、6m及び8m とする部分における 建築物のうち、建築 物の柱及び高さが 3.6m以上の建築物 の部分については、 適用しない。	
都市再生 特別地区 (一番町 三丁目七 番地区)	約 1.8ha	—	120/10 (※2)	60/10	7/10	150㎡  ただし、平 屋建の附 属建築物 等を除く。	180m	2m 4m  ただし、3・1・3都市計 画道路東二番丁線との 境界線から4mとする 部分における建築物の うち、建築物の柱及び	

								高さが 8m 以上の建築物の部分については、適用しない。	
合 計	約 3.4ha								
<p>(※1) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 53 条第 3 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する建築物にあつては 1/10 を、同項第 1 号及び第 2 号に該当する建築物又は同条第 6 項第 1 号に該当する建築物にあつては 2/10 を加えた数値とする。</p> <p>(※2) ただし、建築基準法第 52 条第 1 項に規定する延べ面積から、建築基準法第 52 条第 14 項第 1 号に規定する部分の床面積を除いた場合の容積率が 120/10 以下である場合に限り 125/10 とする。</p>									